

厚木市総合計画審議会公募委員の選考等に関する基準

1 選考委員会の設置等

- (1) 厚木市総合計画審議会の公募による委員（以下「公募委員」という。）を選任するに当たり、厚木市総合計画審議会に係る委員公募選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、総合計画主管部長、総合計画主管部次長及び総合計画主管課長で構成し、委員長は、総合計画主管部長をもって充てる。
- (3) 総合計画主管課に選考委員会事務局を置く。

2 公募委員の選任数等

3人。ただし、次点者として1人を選考する。

※ 失格又は辞退等が生じた場合は、次点者を公募委員に選任する。

3 選考方法及び選考基準

選考方法は、書類審査及び面接審査とする。ただし、厚木市総合計画審議会委員応募申込書の提出者（以下「応募者」という。）が3人以内の場合は、書類審査のみ実施するものとする。

(1) 書類審査

選考委員会は、公募委員の選考に当たって、応募者から提出された申込書を基に、応募の動機・抱負などについて、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点した上で、社会的活動の経験等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。この場合において、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は、選任の対象としない。

評価項目	評価点（5段階評価）				
応募の動機の妥当性	5	4	3	2	1
応募の抱負	5	4	3	2	1
文章の分かりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【配点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

(2) 面接審査（申込書の提出者が3人を超える場合のみ実施）

選考委員会は、公募委員を選任するに当たって、面接審査を行い、次表の評価項目ごとに5段階評価で採点した評価点の得点を合計する。この場合において、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は、選任の対象としない。

評 価 項 目	評価点（5段階評価）				
市政に対する考え方	5	4	3	2	1
話の分かりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【配点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

※ 書類審査と面接審査を実施した場合は、各審査の評価点の合計を合算した点数を基に公募委員を選任する。

4 その他

- (1) 応募者が募集人員に満たない場合又は選考委員会による選考の結果、公募委員の選任数が募集人員に満たないこととなった場合は、再度、公募委員の募集を行うことができるものとする。
- (2) 応募者が提出した書類及び選考委員会における選考書類の公開等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）によるものとする。